

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 10 月 10 日（火）第 455 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

- 基本測量の終了（監理課取扱い） 1
- 公共測量の実施（4件）（監理課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2
- （熊毛支庁取扱い） 3
- 教育委員会規則
- 鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則（※）（高校教育課取扱い） 3
- 監査委員公表
- 包括外部監査の結果に基づく措置の公表（監査委員事務局取扱い） 3
- 公安委員会告示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第762号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和5年3月14日鹿児島県告示第211号で告示した基本測量の実施は、令和5年7月31日終了した旨の通知があった。

令和5年10月10日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第763号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和5年5月22日から令和6年3月12日まで
- 3 作業の地域 霧島市溝辺町

鹿児島県告示第764号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 8 月 21 日から令和 6 年 3 月 25 日まで
- 3 作業の地域 霧島市溝辺町

鹿児島県告示第765号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量及び現地測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 9 月 1 日から同年 11 月 15 日まで
- 3 作業の地域 瀬戸内町嘉鉄地内

鹿児島県告示第766号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、曾於市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 10 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 曾於市財部町南俣

北薩地域振興局告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 5 年 10 月 10 日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型事業所希望	薩摩川内市東大小路町56番29号	特定非営利活動法人薩摩あしすと	日置市伊集院町妙円寺二丁目66番地13	植村扶志男	令和 5 年 3 月 31 日	就労継続支援B型

始良・伊佐地域振興局告示第42号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 10 月 10 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
コペルプラスかごしま霧島教室	霧島市国分中央六丁目4番38号	こどもファースト・ジャパン株式会社	鹿児島市荒田一丁目31番27号	亀川 耕介	令和 5 年 10 月 1 日	放課後等デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 10 月 10 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こらそん	霧島市隼人町小浜178番地2	合同会社スクラム	霧島市隼人町小浜178番地2	田邊 圭子	令和 5 年 10 月 1 日	就労継続支援 B 型

熊毛支庁告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 10 月 10 日

熊毛支庁長 籠原剛

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
AZショートステイ中種子園	熊毛郡中種子町野間5297番3	株式会社エイゼット	東京都国分寺市本町四丁目12番22号	外菌 輝美	令和 5 年 6 月 12 日	短期入所

教育委員会規則

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 10 月 10 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第 8 号

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 鹿児島県立種子島中央高等学校の項中「普通科」の次に「ミライデザイン科」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

監査委員公表**監査委員公表第12号**

令和 5 年 3 月 31 日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき、令和 5 年 7 月 7 日付け鹿教総第115号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知及び令和 5 年 8 月 17 日付け財第78号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 5 年 10 月 10 日

鹿児島県監査委員	松菌英昭
同	大菌 豊
同	西高 悟
同	前野義春

公安委員会告示**鹿児島県公安委員会告示第99号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 10 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 異世界魔王 L 3 - X	株式会社ニューギン	3P0477
ぱちんこ遊技機	P ワンパンマン M - X	株式会社ニューギン	310178
回胴式遊技機	L マジカルハロウィン 8 F E	株式会社ファイトクラブ	3S0939